

山辺・県北西部広域環境衛生組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

1. 計画策定の背景と目的

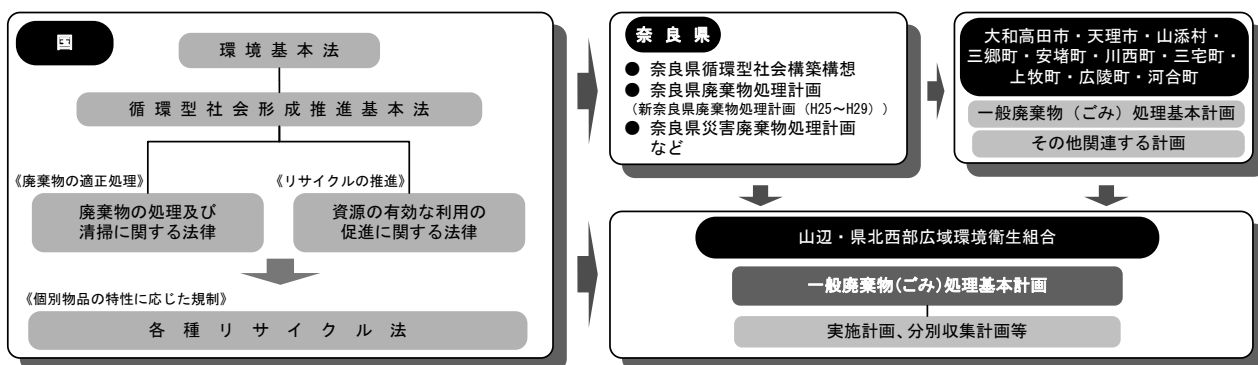
天理市は、平成 27 年 8 月に広域ごみ処理に参加する市町村の意思確認を行い、大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町の 10 市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、平成 28 年 4 月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「本組合」という。）が設立しました。

本組合では、既存施設の老朽化により、平成 35 年度の供用開始を目標に、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下、両施設併せて、「新ごみ処理施設」という。）の整備を予定しており、施設の稼働に合わせて、構成市町村での広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）では、構成市町村のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、構成市町村の現行の一般廃棄物処理基本計画及び国の方針を踏まえた組合としての目標及び施策を検討することを目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」や各種リサイクル法、県の循環型社会構築構想や廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画を参考に、構成市町村の一般廃棄物処理基本計画等の関連する計画に基づき策定するもので、本組合におけるごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、実施計画及び分別収集計画等の個別計画は、構成市町村が策定し、本計画との整合性を図るため、本組合は支援等を行います。



3. 計画の期間

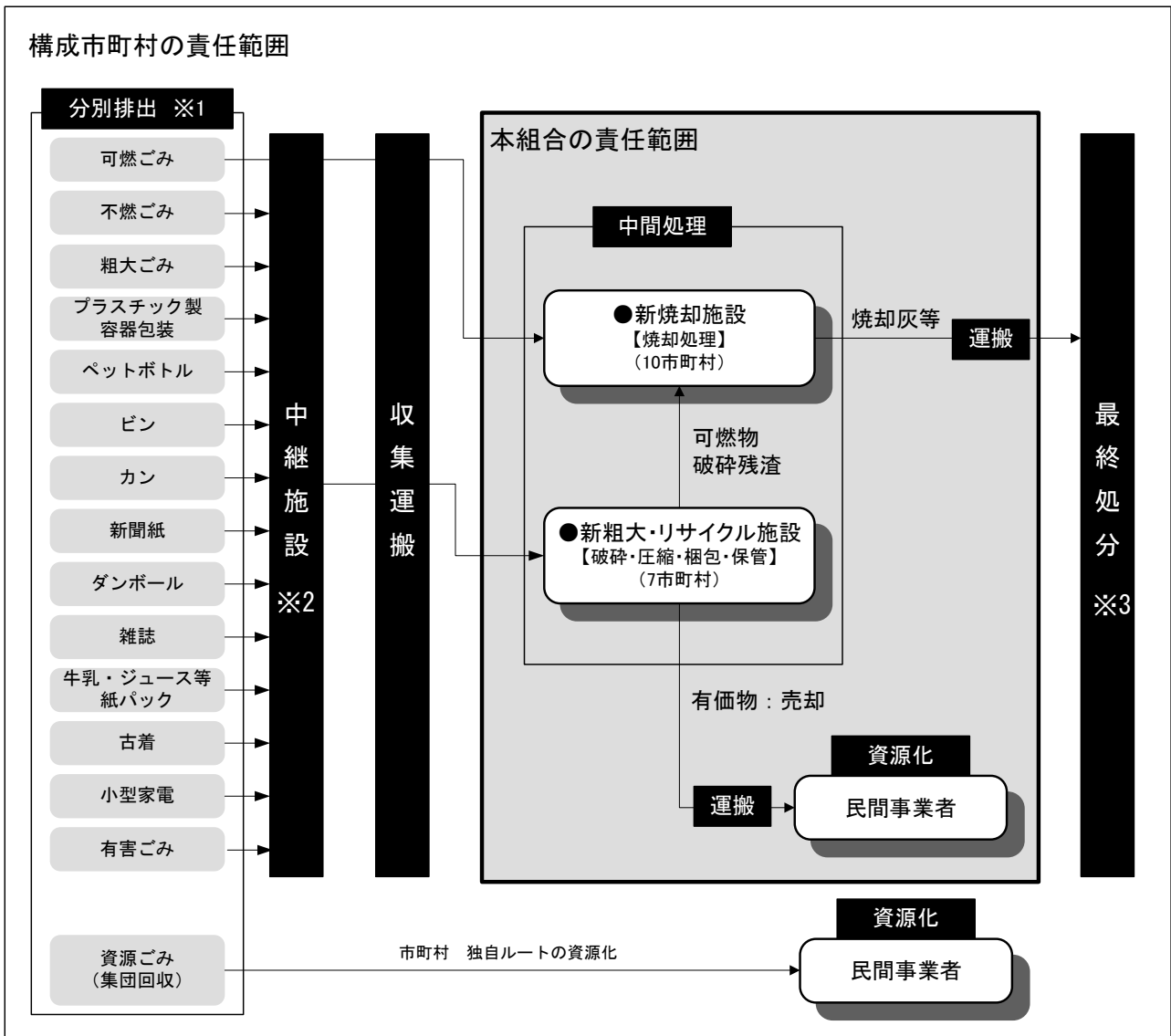
本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度、平成 43 年度を最終年度とした、15 年間の計画とします。本計画の計画目標年度は、平成 43 年度とし、中間目標年度は計画初年度から 7 年後の平成 35 年度とします。なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
内容・計画期間	← 計画期間 →														
								▲ 中間目標年次							
															▲ 計画目標年次

4. 計画策定の範囲

本組合は、新ごみ処理施設の整備に併せて、構成市町村とともに、本地域で発生する一般廃棄物について、適正な処理・処分の役割を共同で担っていきませんが、下図に示すように、収集運搬、中間処理、最終処分の処理過程によって、事業の実施主体が異なります。このような場合には、計画策定主体は、自らの事業範囲を超えてごみ処理計画を策定する必要があります。

本計画では、本組合の事務区分である中間処理、最終処分についての計画を策定しますが、循環型社会構築推進のため、収集運搬から最終処分に至る処理過程において計画内容と齟齬が生じないように、また、本組合の事業の円滑な推進のため、構成市町村との連携・調整を図り、発生抑制、排出抑制計画や収集・運搬計画についても整理します。

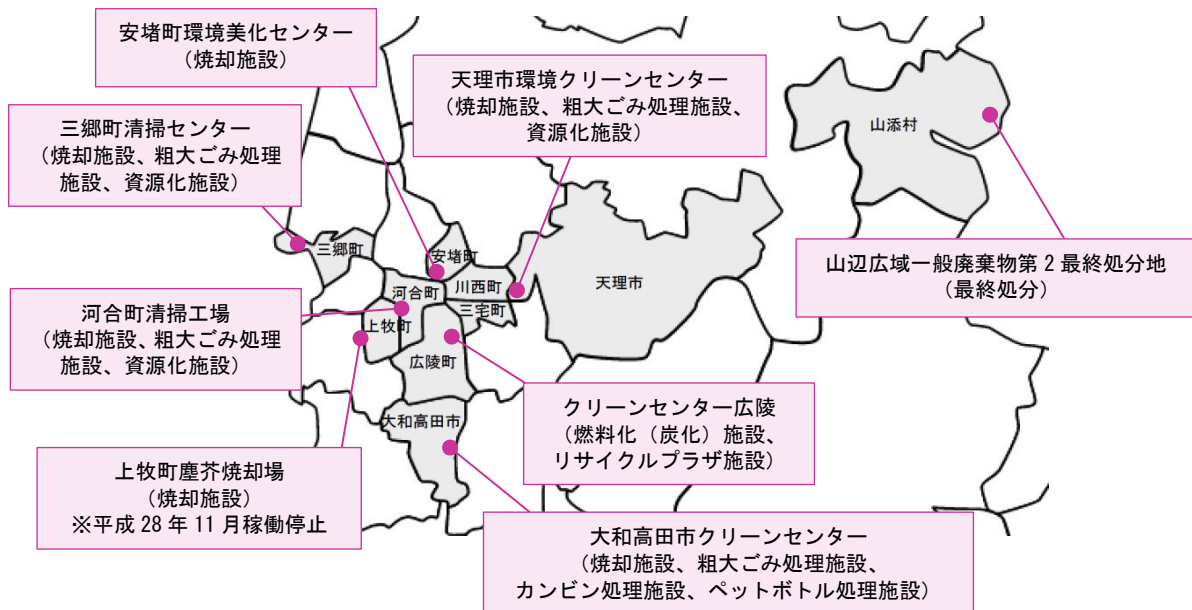


- ※1 大和高田市、三郷町、河合町においては、可燃ごみのみ本組合で処理を行う。
安堵町、上牧町においては、紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳・ジュース等紙パック）以外を本組合で処理を行う。
広陵町においては、紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳・ジュース等紙パック）及び古着以外を本組合で処理を行う。
- ※2 天理市、山添村、川西町、三宅町以外の市町村についてはそれぞれの中継施設で積み替えを行う。
- ※3 最終処分先については、基本的に市町村がそれぞれ確保する。
ただし、フェニックス枠が本組合でまとめて確保できる場合は、本組合が行う。

5. 本組合の現状及び課題

(1) ごみ処理の現状

天理市、山添村、川西町、三宅町については、天理市が「天理市、山添市、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約」により、天理市環境クリーンセンターにて広域処理を行っており、その他の構成市町村については、それぞれが所有している中間処理施設、または民間委託により処理を行っています。また、現在の天理市環境クリーンセンターから排出される焼却残渣については、天理市が所有している山辺広域一般廃棄物第2最終処分地及び大阪湾フェニックスで、その他の市町村については、大阪湾フェニックスまたはその他の民間業者の最終処分場で埋立処分を行っています。



(2) ごみ処理の課題

■排出抑制

各構成市町村の平成27年度における一人1日当たりのごみ総排出量（以下「ごみ総排出量原単位」という。）は、約634～1,030g/人日と類型都市と比べて、比較的高い値となっています。

平成28年度に実施したごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系可燃ごみの約30～50%は生ごみが占めており、今後は、ごみ全体の排出抑制や分別の徹底に加えて、生ごみの減量対策を進めていく必要があります。

また、事業系ごみについては、増加傾向にある市町村や、ごみ処理の広域化に合わせて、事業系ごみの受入れ範囲を拡大する市町村があることを踏まえ、事業者に対して啓発活動を行う等、事業系ごみの減量に努める必要があります。

■資源化

多くの構成市町村において、資源化率（ごみ総排出量に対する資源化量の割合）は、類似都市に比べ低い状況にあります。総排出量が減少傾向にある中で、資源化率を維持または向上させるためには、分別の徹底を行う等して、資源化を促進する必要があります。また、新粗大・リサイクル施設において、処理を行わない市町村においても、分別区分を変更する等の対策が必要です。

■収集・運搬

ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的な運営と市民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

また、天理市、山添村、川西町、三宅町以外の市町村については、新ごみ処理施設への運搬にあたり、中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。

その他、住民の高齢化等の近年の社会情勢を踏まえ、拠点回収や集団回収等のあり方についても検討が必要です。

■中間処理

既存のごみ焼却施設の老朽化により、修繕や補修等の整備の頻度が増加しています。また、それに伴い、維持管理費が増加していることから、今後、新ごみ処理施設へ移行するまでの期間、延命できるよう計画的に整備を行う必要があります。

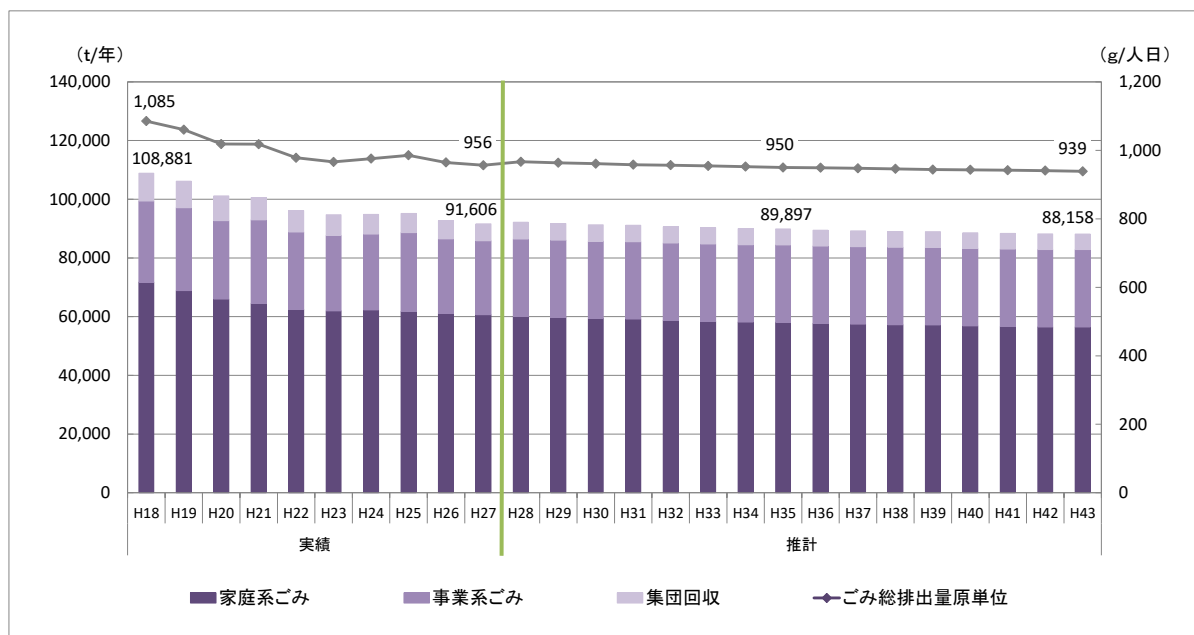
■最終処分

多くの構成市町村において、最終処分率（廃棄物のうち最終処分される割合）は、類似都市に比べ高い状況にあります。本組合の地域内に新たな最終処分場を建設することは、非常に困難と予測されるため、大阪湾フェニックス事業等の民間業者に処分を頼るほかない状況にあります。大阪湾フェニックスは、平成 38 年頃をもって受入終了となる見込みであるため、以降の対応については、検討が必要です。

6. ごみ処理基本計画

（1）現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

現状のまま推移した場合、目標年度の平成 43 年度には、ごみ総排出量原単位は 939 g/人日、ごみ総排出量は 88,158 t/年に減少すると推計しました。



(2) ごみ処理の基本理念と目標

■ごみ処理の基本理念

基本理念 排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成

■ごみ処理の基本方針

基本方針1 排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておごみの減量化・資源化の強化を図ります。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理についての情報提供を十分に行うとともに、住民の目線に立った、ごみ処理サービスの提供に努めます。

基本方針3 計画的な施設整備の推進

新ごみ処理施設が稼働するまでは、まだ数年かかるため、既存のごみ処理施設の円滑な運転管理を実施し、新ごみ処理施設の稼働まで適正処理の維持・管理に努めます。

基本方針4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なごみ処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

■数値目標

数値目標項目	現状	目標値	
	基準年度 (平成27年度)	中間目標年度 (平成35年度)	目標年度 (平成43年度)
①ごみ総排出量原単位	956 g	926 g	901 g
平成27年度比	---	-30g以上	-55g以上
②ごみ総排出量	91,606 t	87,942 t	84,278 t
平成27年度比	---	-4.0ポイント以上	-8.0ポイント以上
③資源化率 (収集量ベース)	14.5 %	16.5 %	18.5 %
平成27年度比	---	2.0ポイント以上	4.0ポイント以上
④最終処分量 (収集量ベース)	11,113 t	10,280 t	6,668 t
平成27年度比	---	-7.5ポイント以上	-40.0ポイント以上

7. 目標達成に向けた基本施策

(1) 排出抑制・再資源化計画

■排出抑制の推進

廃棄物対策はまず、不用となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要です。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながるような施策を展開します。

・「ごみゼロ生活」の推進

- ①ごみとなるものを家庭に持ち込まない
- ②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

・事業系の自主的な取組の促進

- ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める
- ②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

■廃棄物の循環利用の促進

排出抑制した後に出てくる廃棄物は、循環利用を促進する必要があります。

循環型社会を形成していくためには、消費→廃棄→処理→処分までの各段階において、廃棄物のリユースとリサイクルの優先順位を考慮することが大切です。

不用物のリユース、廃棄物の資源化物回収によるリサイクル等をさらに進め、循環利用の促進を図ります。

・各種リユースの促進

- ①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる
- ②リユース食器の利用を促進する

・廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討

- ①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する
- ②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

・廃棄物の再生利用の促進

- ①資源ごみの分別を徹底する
- ②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する

(2) 収集・運搬計画

■収集・運搬体制の構築

構成市町村で、平成 35 年稼働を目指している新ごみ処理施設での処理を踏まえて、新たな分別区分を設定し、効率的で安定した新収集・運搬体制を構築します。

新ごみ処理施設の稼働に伴う、分別区分の変更や排出方法の変更等、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことで、分別排出マナーの向上を図ります。

また、今後さらに進む高齢化社会等を踏まえ、ごみ出しが困難な住民へのごみ出しを行う等、住民サービスの向上に努めます。

- ・新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築
 - ①新収集・運搬体制を構築する
- ・住民サービスの向上
 - ①高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する
 - ②ごみ処理の広域化を踏まえ、効率的な収集・運搬方法を構築する
- ・事業系ごみの適正排出体制の構築
 - ①事業系ごみの分別排出を徹底する
 - ②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う
 - ③環境負荷の少ない収集車両を導入する

(3) 中間処理計画

■循環型社会の構築に適した中間処理の推進

老朽化が進んだ既存施設の適正な維持管理に努めます。

新ごみ処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等、循環型社会推進に資する事業実施に努めます。

- ・各現有既存施設の適正な維持管理
 - ①各現有既存施設の適正な維持管理に努める
 - ②既存施設の負荷を減らす
 - ③ごみ処理手数料の適正化を検討する
- ・循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備
 - ①ごみ処理広域化を推進する
 - ②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

(4) 最終処分計画

■最終処分場の安定的な確保

本組合における焼却残渣等は、今後も山辺広域一般廃棄物第2最終処分地（天理市、山添村、川西町、三宅町のみ）や大阪湾フェニックス等に搬入し、処分していくことになります。

各最終処分場の延命化を行っていくために、構成市町村のごみの減量化による焼却処理量の削減と広域処理による焼却残渣等の削減を図ります。

また、最終処分が必要なものについては、今後も最終処分場の安定確保に努めます。

- ・最終処分量の削減
 - ①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する
 - ②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する

- ・広域最終処分場の安定的な確保
 - ①広域最終処分場を安定的に確保する
 - ②構成市町村における最終処分場の確保を検討する

(5) その他の計画

■住民や事業者に対する情報発信・啓発活動

ごみに関する意識の向上を図るため、ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報をきちんと住民に発信し、循環型社会構築の意識の醸成に努めます。

- ・ごみ処理の責務の明確化
- ・ごみに関する情報提供の充実
- ・ごみに関する啓発活動の充実

■適正処理困難物に対する対処方法

家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ」等、住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあります。これらのごみへの対応を住民に広く周知します。

- ・適正処理困難物への対応強化
- ・在宅医療廃棄物の適正処理
- ・不法投棄防止の推進

■計画の進行管理

環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の進行管理を行います。

本計画の目標に対する達成状況や目標達成に向けた取り組み内容等に対し、PDCAサイクルを活用し、実績の把握や各種ごみの減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効果的な達成に努めます。

8. 災害廃棄物処理基本方針

市町村は、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有していることから、平時から災害対応拠点としての視点で施設整備を進め、関係機関・団体との連携体制の構築や、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があります。今後は、構成市町村において、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めた災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、組織としての一般廃棄物処理事業の継続能力が維持・改善されるよう、訓練や各種計画の見直し等の継続的な取り組みや他の市町村との連携等によるさらに広域的な取り組みについての検討が必要です。